

福祉・介護職員等のキャリアパスおよび  
処遇改善に関する規定

社会福祉法人 杉の子会

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 杉の子会 において福祉に従事する正規職員のキャリアパスおよび定期昇給等処遇改善に関する事項について定めたものである。

(適用範囲)

第2条 本規定は、法および行政の指導に従い原則として福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の支給の対象の職務にあたる従業員にのみ適用する。  
また、新たな福祉・介護職員等処遇改善臨時特例交付金、また、それに代わる福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の対象者にも適用する。

(任用要件及び昇格要件)

第3条 キャリアパスの等級制度に基づく職位・職責に関する任用要件、職務内容ならびに昇格要件は、下記のとおりとする。

等級	職位・職責	職務内容	任用要件	賃金評価
5 等 級	施設長	法人の責任者として事業計画の策定・人材育成・異動・評価を統括する		施設長手当 31,500円/月
4 等 級	所長(管理者)	事業計画の策定・人材育成・関連機関との連携 各事業所の統合管理	サービス管理責任者資格	所長手当 20,000円/月
3 等 級	主任	一般職員の指導・育成 困難事例への対応	サービス管理責任者資格  実務経験 10年以上	主任手当 16,000円/月
2 等 級	中堅	特別研修参加 新規利用者の対応	実務経験 5年以上 国家資格保持者	国家資格手当 5,000円/月
1 等 級	一般	マニュアルに基づいた実践	不問	

(昇格)

第4条 等級の昇格は、各等級別に1等級上位の任用要件を満たしたものについて、所長以上の推薦により全員一致で昇格させる。

(資格手当)

第5条 福祉・介護職員処遇改善加算支給の対象の職務にあたる従業員の資格手当について次の額を支給する。

施設が必要とする特別の資格(国家資格)を有する者 月額 5,000円

(職位手当)

第6条 職位ごとの職責を鑑み次のとおり管理職手当を支給する。

施設長	31,500円
所長	20,000円
主任	16,000円

(給付金の支給)

第7条 処遇改善支給額及び特定処遇改善支給額(以下「処遇改善等支給額」)については、賞与の時(6月・12月)に処遇改善手当、特定加算手当として支給する。また、新たな処遇改善臨時特例交付金、終了後のベースアップ等支援支給額(以下「改善支援手当」)は、「決まって毎月支払われる手当」として毎月支給する。

2. 年の途中で採用または退職した場合は実際に勤務した期間の比率を乗じて支給するものとする。

3. 処遇改善等支給算定額の年度合計見込額に対し、本条に定める処遇改善等支給額の年間合計額が下回ると見込まれるときは決算期末(3月)に一時金として支給することがある。

(給付金の減額)

第8条 当事業所における事業実績が年度当初の計画を達成できない場合は、後期の期末手当(12月)で調整することがある。

(資質向上の目標)

第9条 福祉・介護職員との意見交換を踏まえた資質向上の為に毎月、職員会議またはケース会議をひらく。外部の研修事例発表や事業所内での勉強会を必要に応じ実施する。

2. 資格取得のための勤務シフトの調整や休暇の付与を行う。また、資格取得のために掛かった費用の援助を行う。

(定期昇給制度)

第10条 職員の昇給は毎年4月1日に一年間の勤務成績に応じて行う。昇給の号給は4号給を基準とする。職員の勤務成績に応じて決定する昇給の区分は次の各号にあげる職員とする。

- |                  |       |
|------------------|-------|
| ① 勤務成績が特に良好である職員 |       |
| ア・極めて良好である職員     | 8号給以上 |
| イ・アに掲げる以外の職員     | 6号給   |
| ② 勤務成績が良好である職員   | 3号給   |
| ③ 勤務成績がやや良好でない職員 | 2号給   |
| ④ 勤務成績が良好でない職員   | 0     |

(特定処遇改善加算による処遇の改善)

第11条 この手当はすべての職員を「A:経験・技能のある障害福祉人材」、「B:他の障害福祉人材」にわけける。

- A: 勤続10年以上で下記の資格を持っている職員  
社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、看護師  
サービス管理責任者
- B: A:に該当しない職員

(制度の改廃)

第12条 本規定で定める内容は、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算および福祉・介護職員等処遇ベースアップ等支援加算の支給の根拠となる制度が廃止された場合に、全面廃止も含め既定の見直しを行うものとする。

(施行日)

この規定は、令和4年4月1日から施行する。